

岩手県告示第1号

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1327号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定</u>に該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が<u>政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する場合</u>においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者</u></p> <p>(2) <u>岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項第2号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成24年1月5日から施行する。